第

下記のとおり建築铹定をしたいので，建筑基準法第70条第1項の覩定により，関係書類を添えて申請します。

昭和 60 年 12 月／ 16 日

大 湕 市 長 殿

|  |  |  | 請者 住表者）氏 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 建 <br> 築 <br> 協 <br> 定 <br> の <br> 概 <br> 要 | （1）区域の地名，地番 |  |  |  |  |  |
|  | 2）建築物に関する |  |  |  |  |  |
|  | （3）有 効 期 間 | 10卒1旬 |  |  |  |  |
|  | （4）違反があつた場合 の措置 | 工事施さの停业を請求し，文書をもって相当の猫予期間を <br>  |  |  |  |  |
|  | 恊定区 域の面積 | 87 区䨝1 $16.604,68 \mathrm{~m}^{2}$ |  |  |  |  |
|  | 用途地域，地区 | 第1住専，第2住専，住居，近隣商業，商業，準工業，工業，工業専，指定なし |  |  |  |  |
| （7） | 防 火 地 域 | 防火，準防火，指定なと |  | （8）その他の地区 | 風致，高度，美観 |  |
|  | 土地の所有権者等の人数 | $\begin{aligned} & \pm \text { 地 の } \\ & \text { 所 有 権 者 } \end{aligned}$ | 建築物の所有を目的とする |  | 法第77条の規定による建築の借主 | 合 計 |
|  |  |  | 地上権者 | 賃借権者 |  |  |
|  |  | $) \wedge$ | 人 | 人 | 人 | $\Rightarrow 1$ |

（注意） 1 （2h（6人（7）抽よび8幱は該当する あのを○でかこんでください。
2 欄内に記入できないとき洔，別紙に記入してください。
3 添付䍿類（1）法70条第1項に規定する建築協定書
（2）協定の目的となつている土地の区域ょよび建築物に関する基準を示す図面
（3）申請者が建築協定をしようとする者を代表するものであることを証する書類
（4）建築恊定をしよ5とする理由書
（5）法第69条汇規定する土地所有権者（法第77条の規定による建穼物の借主を


瀬田川グリーンハイツ桜谷パークタウン
建 築 協 定 書
（目 的）
第1条 本協定は建築基準法（畛利25年法律第201号。以下「法」という。）第4章及び大渄方建築協定に関する条例（昭和47年条例第2号）の規定に基き，本協定第5条 に定める区域（以下「協定区域」という。）内における建築物等の敷地，位置，柾造，川途，形態及び意厈に関する基準を協定し，住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。
（名 称）
第2条 本協定は瀬甽川グリーンハイツ桜谷パークタウン第4住宅地区建築協定と称する。
（用語の定義）
第3条 木協定における川語の定莪は，法及び同法施行令（㸷利 25 作政令第 338 方）に定めるところに よる。
（協定の変更及び廃止：）
第4条 本協定の内容を変更しようとするときは，土地の所有者等の全員の合意を要するものとし，第5条，第6条，第8条及び第9条については，これを特定行政门＂に申誚してその認可を受け なければならない。
2）本協定を廃州 しようとするときは，土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定 め，特定行政うこに申貄してその認可を受けなければならない。
（協定区域）
第5条 協定区域は別綎建築協定区域閔に表示する区域とする。
（建築物等の制限）
第 6 条 協定区域内の建築物等の践地，位置，構造，用途，形態及び意匠は，次の各号に定める基準 こよらなければならない。
1．建築物は，造成分諳時の1区画に1戸建の専用住宅とする。
2．階数は，地階を除き 3 以下とする。
3．建築物の最高の高さは，造成分譲時の地船面から $10 \times$ ートル以下とし，かつ，軒の莦さは $7 \times$ ートル以下とする。
4．建築物の外壁又はこれにかわる柱の面を敷地境界線から1メートル以上後退させなければ ならない。ただし，床面から $0.45 \times$ ートル以上で，長さ $5 \times$ ートル以内の出窓については敷地境界線から $0.5 \times$ ートル以上の後退でよいものとし，また床面積が 5 平方メートル以内で かつ轌商 $2.3 \times$－トル以下の物置，簡易なカーポート及び地下車庫については，この限りで ない。
爻に规定する委員会が認めた場合は，この限りでない。

6．建築物の色彩，形態は良好な住宅地に調和するものでなければならない。
7．道路の隅切部分及び幹線•準幹線道路に面する部分を車庫の出入口としてはならない。た だし，造成分顀時に出入口になっている場合は，この限りでない。
8．敷地内の空地は樹木により極力緑化に努めるものとし，境界に面する垣，棚の䍮造は，生垣，パイプフェンス等とし，見通し及び緑化の妨げとなる土䏱，コンクリートブロック圤，板堀等にしてはならない。ただし，門柱及び意厈上これに付属する部分並びに天端商40セン チメートル以下のト：吭フェンスの基䃄不（コンクリートブロック等）は，この限りでない。

## （公共施設等）

 ないものとする。

## （有効期間）

第8条 本協定は，認可のあった日から起算して 1 年以内において協定区域内の土地に 2 以」：の土地 の所有者等が存することとなった日から効力を生じ，その有効期閑は当該にから10化閑とする。
2 第 6 条の规定に違必した土地の所有者等（以下「違反者」という。）の措置に関しては，有効期間满了後においてもなお，効力を有する。
3 有効期間は本協定の有効期間滿了 6 か月前までに土地の所有者等の過半数から買誐の中し出 がない場合は更に引引続き10年間延長するものとする。

## （違反者の措置）


置をとるよう爝求するものとする。
2 前項の㜔求があった場合，違反者は遲洲なくこれに従わなければならない。
（裁判所への捉訴）
工事の施T停，又は違反建築物の除去等を大津地方裁判所に䛨求するものとする。
 する
（委 虽 会）
第11条 本協定の連学のため委！会を設置する。
2 委貝会は，土地の所在者等の下i選により選出した委い若干人で組竬する。
3 委い会に次に揭げる役りを誰く。
㚣貝長1人 副委！長1人 会計1人

5 㣂委呂長及び会計は，委員の内から委員長が委聞する。
6 副委！長は，委い長に事故のあるとき又は委顛辰がケけたときこれを代理する。

7 会計は本協定運営に関する経理業務を処理し，年1问会計報告をしなければならない。
（委員の任期）
第12条 委而の任期は2作とする。ただし，委貪が欠けた場合における補欠の委貞の任期は，前任者 の残化：剘問とする。
2 秋いの防任は奴げないものとする。

第13条 委員が辞任しようとするときは，委員会の承認を受けなければならない。

第14条 委い会の所萦束務は次の各号に挸げるとおりとする。
（1）本協定により委い会に付託された事項
（2）その他本協定の連営につき委貝会が必要と認めた事項
（委員会の抧槧及び莪事鿊爱）
第15条 委怜会は，必要に応じ委員長が挢箱する。
2 委員長は，委員の 4 分の 1 以上：の署名による委員会の開催誠求があった場合には，委い会を招集しなければならない。
3 委い会は，委員の過半数が出底しなければ会議を開くことができない。
誐長は，委只長がこれを行う。
5 議隶は，出席委員の過泮数で決し，可否同数のときは委員長の決するところによる。
（除 斥）
第16条 委貝会の委員及び役員は，直接利害関係を有する事件については，その議事にかわることが できない。
（関係者の川嫬）
第17条 委員長は，必要があると認めるときは委員会に関係者及び恵門家の出席を求め，説明义は意见を閏くことができる。
（兹与学義徍等）
第18条 委！会が，所掌事務を遂行するに当たつては，建築協定の月的に鑑み，土地の所在栄管の生活感情をも考勴してそれを行わなければならない。
連絡しなければならない。
3 委いは，委い会で知り得た秘密を瀮らしてはならない。委虽を退いた後も，また励様とする。
（経 雷）


第20条 本協定に規定するもののほか本協定の運営に関して必要な事項は委員会が別に定めることが できる。

附 则
（経過措置）
第11条の委只会が設踶されるまでの，認可公告のあった月から 3 年を限度とする期間に阳り，大命放業株式会祙又は同神より選们された者は第 9 条及び第 10 条に规定する権限を有し，これ を行使することができる。

瀬田川グリーンハイツ桜谷パークタウン

建築十氻䇥書補足説明区

第6条3芳「造成分㜔洔の地船而」とは


第6条4立「建築物の外㝃义はこれにかわる柱の面」とは


第 6 条 8 品「天端商 40 センチメートル以下の基礎石」とは






